

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月30日
【会社名】	株式会社タカトミー
【英訳名】	TOMY COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富山 幹太郎
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区立石七丁目9番10号
【電話番号】	03(5654)1548(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員連結管理本部長 小島 一洋
【最寄りの連絡場所】	東京都葛飾区立石七丁目9番10号
【電話番号】	03(5654)1548(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員連結管理本部長 小島 一洋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 766,899,000円
	(注)1. 本募集は、平成25年6月26日開催の当社定時株主総会の決議及び平成25年8月8日開催の取締役会決議に基づき、ストックオプション目的として、新株予約権を発行するものであります。
	(注)2. 募集金額は、ストックオプションを目的に発行するため無償で発行するものとします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月8日付で提出した有価証券届出書及び平成25年8月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、及び「新規発行による手取金の額」が平成25年8月30日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(第8回新株予約権証券)

発行数の欄

欄外注記

(2) 新株予約権の内容等

(第8回新株予約権証券)

新株予約権の目的となる株式の数の欄

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(第8回新株予約権証券)

発行数の欄

(訂正前)

発行数	11,865個
-----	---------

(訂正後)

発行数	11,655個
-----	---------

欄外注記

(訂正前)

(注) 1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)は、平成25年6月26日開催の当社株主総会の特別決議及び平成25年8月8日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものです。

2. 申込みの方法

申込取扱場所において、申込期間に当社所定の新株予約権申込書を提出することにより行うものとします。

3. 本新株予約権の募集(以下、「本募集」といいます。)は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役に対する第三者割当の方法によるものです。

本募集の割当ての内訳は以下のとおりです。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	4名	2,400個
当社執行役員	6名	1,900個
当社使用人	168名	4,605個
当社子会社の取締役	49名	2,960個
合計	227名	11,865個

100%子会社ではない子会社の取締役も含まれます。

(訂正後)

- (注) 1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)は、平成25年6月26日開催の当社株主総会の特別決議及び平成25年8月8日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものです。
2. 申込みの方法
申込取扱場所において、申込期間に当社所定の新株予約権申込書を提出することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集(以下、「本募集」といいます。)は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役に対する第三者割当の方法によるものです。本募集の割当ての内訳は以下のとおりです。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	4名	2,400個
当社執行役員	6名	1,900個
当社使用人	162名	4,490個
当社子会社の取締役	47名	2,865個
合計	219名	11,655個

100%子会社ではない子会社の取締役も含まれます。

(2)【新株予約権の内容等】

(第8回新株予約権証券)

新株予約権の目的となる株式の数の欄

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	1,186,500株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。ただし、付与株式数は(注)2.の定めにより調整を受けることがあります。
-----------------	---

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	1,165,500株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。ただし、付与株式数は(注)2.の定めにより調整を受けることがあります。
-----------------	---

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。</p> <p>ただし、当該金額が最低必達株価である658円を下回る場合は、行使価額を658円とします。行使価額は(注)3.の定めにより調整を受けることがあります。</p>
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、<u>658円</u>とします。</p> <p>ただし、行使価額は(注)3.の定めにより調整を受けることがあります。</p>
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金 <u>780,717,000円</u></p> <p>(新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額です。)</p>
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金 <u>766,899,000円</u></p>
---------------------------------	------------------------------

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1.	発行諸費用の概算額(円)(注)2.	差引手取概算額(円)
780,717,000	2,200,000	778,517,000

(注)1. 本新株予約権は無償で発行されるため、本新株予約権の払込金額はありませんが、ここでは、本新株予約権が全部行使された場合における本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額の見込額(平成25年8月7日の時価を考慮した結果、最低必達株価である658円で算出)を記載しています。

2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を放棄した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1.	発行諸費用の概算額(円)(注)2.	差引手取概算額(円)
766,899,000	2,200,000	764,699,000

(注)1. 本新株予約権は無償で発行されるため、本新株予約権の払込金額はありませんが、ここでは、本新株予約権が全部行使された場合における本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を記載しています。

2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を放棄した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。